

令和3年1月29日
【総務省】

【概要書】

地方税における税負担軽減措置等の
適用状況等に関する報告書（第204回国会提出）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書について

地方税法第 758 条第 2 項の規定に基づき、令和元年度の地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出。

報告書の内容（抜粋）

1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R2.3.31現在)	適用期限 (R2.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					平成29年度	平成30年度	令和元年度
349条の3	①		一般送配電事業者等が新設した変電所又は送電施設に係る課税標準の特例措置	一般送配電事業者等が新たに建設した変電所又は送電施設の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 ・変電所 最初の5年度分 価格の3/5 その後の5年度分 価格の3/4 ・送電施設 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 【令和2年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	497,880,826	476,885,499	450,371,780
349条の3	②		鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が新たに敷設した鉄軌道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 (うち立体交差化施設に係る橋りょう、高架橋等の線路設備 最初の5年度分 価格の1/6、その後 価格の1/3)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	257,492,075	244,699,184	247,475,886
				⋮					

2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成29年度	平成30年度	令和元年度					備考
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	
中小企業者等の法人税率の特例	18,648,953	19,416,531	20,224,323	5,016,886	-	15,207,437	20,224,323	-
試験研究を行った場合の法人税額の特例控除	3,675,493	4,469,929	3,645,530	904,317	-	2,741,213	3,645,530	-
⋮								

○ 地方税法（抄）

(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出)

第 758 条 総務大臣は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成しなければならない。

一 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額

二 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置（所得税又は法人税に係るもので財務大臣が適用実態調査を実施したものに限る。次号及び次条において同じ。）ごとの道府県民税、事業税又は市町村民税への影響額

三 その他税負担軽減措置等の適用の状況及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況の透明化を図るために必要な事項

2 総務大臣は、前項の規定により作成した報告書を国会に提出しなければならない。この場合において、当該報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常例とする。